

福島県
指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画
(ニホンジカ)

令和4年4月1日から
令和5年3月31日まで

1 背景及び目的

福島県では、ニホンジカの尾瀬への進出が問題になっているが、それに留まらず、豪雪地帯である南会津の全域、会津、さらには中通り地方まで目撃情報が寄せられるなど、すでにこれまで生息していなかった地域に分布が拡大している。また、冬期は県外に移動していると予想されていたが、最近では県内に定住する個体も現れている。今後、さらにニホンジカの分布拡大が予想されることから、隣接県と同様にニホンジカによる農林業被害等の増加が予想される。

ニホンジカによる自然植生への影響については、尾瀬国立公園の特別保護地区及び周辺地域の湿原植物群落で問題になっているが、磐梯朝日国立公園内の磐梯山方面にも拡大する可能性が高い。また、農林業被害については、平成26年度に1,573千円の被害が発生しており（※1）、今のところ一部地域にとどまっているが、その生息地の拡大とともに増加するものと予想される。

〔※1 令和元年度被害額 9,006千円
令和2年度被害額 7,171千円〕

したがって、こうした農林業や生活環境への被害及び森林生態系への影響が拡大する前に、早急に強い捕獲圧をかけ、個体数の増加や生息域の拡大を抑制し、被害を未然に防止することが必要であるが、原発事故以来、狩猟意欲が低下して狩猟者や捕獲従事者が減少しており、農業生産活動等の人為活動が停滞していることとも関連して、ニホンジカの生息数増加につながっていると考えられる。

平成22年度以前は捕獲数や被害も少なく、ニホンジカがいなかったか、いても低密度であったと推測されるが、ニホンジカの捕獲数は、平成24年度以降、有害捕獲、狩猟捕獲とも増加傾向にあり、平成26年度の総捕獲数は576頭（※2）で、平成16年度の約9倍となっている。その捕獲地点は、ほとんどが会津、南会津である。このような捕獲数の増加傾向から、その生息数は徐々に増加してきたものと推測されるが、捕獲実績と自然増加率に基づく試算では、令和2年度の県内のニホンジカの生息数は3,100頭と推定されている。

〔※2 令和元年度捕獲数 1,065頭
令和2年度捕獲数 2,353頭〕

ニホンジカの個体数管理を推進するためには、現在以上に捕獲を強化する必要があり、有害捕獲や狩猟捕獲で不足する捕獲数については、指定管理鳥獣捕獲等事業により対応することとする。実施地域については、「尾瀬の植生を保全するためのシカ対策（第5期計画）」により実施されてきた※尾瀬地区及び尾瀬地域及びシカの生息拡大の恐れのある地域における捕獲を指定管理鳥獣捕獲等事業において行うこととする。（尾瀬地区については環境省が捕獲を行う。）

また、捕獲頭数については、ニホンジカ管理計画（第2期）に基づき、県・市町村・猟友会など関係機関が緊密に連携しながら、狩猟捕獲・有害捕獲・指定管理鳥獣捕獲により、個体数抑制に向け年間1,400頭以上の捕獲に取り組むこととする。

併せて、より効果的な捕獲を行うため糞塊密度調査やドローンを用いた生息状況調査等を実施する。また、事業の効果や得られた知見については、ニホンジカ管理計画に反映させていくこととする。

※尾瀬地区 「尾瀬地区におけるシカ管理方策検討会」において設定された、旧日光国立公園の尾瀬特別保護地区、御池田代特別保護地区及び特別地域並びにこれらの区域に隣接する区域のうちニホンジカによる影響を受けやすいと考えられる区域
尾瀬地域 「尾瀬地区」の周辺地域

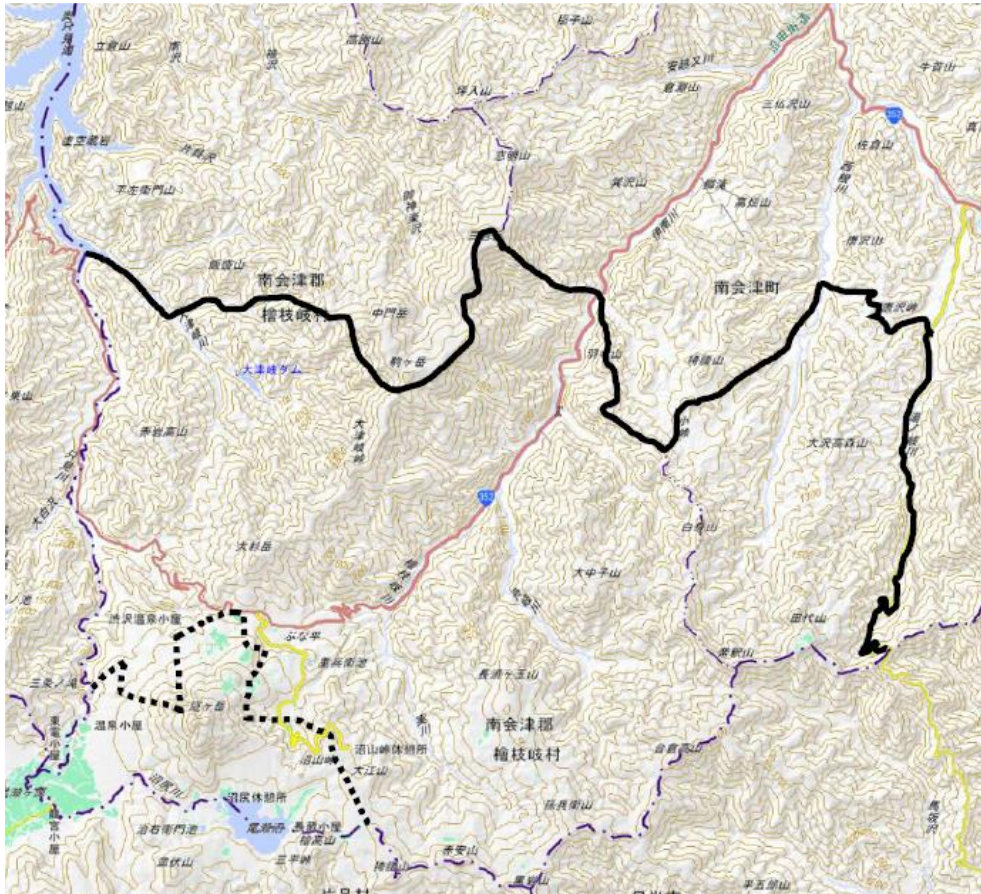


図1 尾瀬地区、尾瀬地域

※ 点線部分より南西の福島県の区域 … 尾瀬地区

※ 点線部分より北東かつ実線部分より南西の福島県の区域 … 尾瀬地域

2 対象鳥獣の種類

ニホンジカ

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

実施区域名	実施期間
県北・県中・県南の一部、会津、南会津	令和4年4月1日～令和5年3月31日 (うち、捕獲作業を行う期間) 令和4年4月1日～令和5年3月15日
田代山地域	令和4年4月1日～令和5年3月31日 (うち、捕獲作業を行う期間) 上記期間のうち30日程度

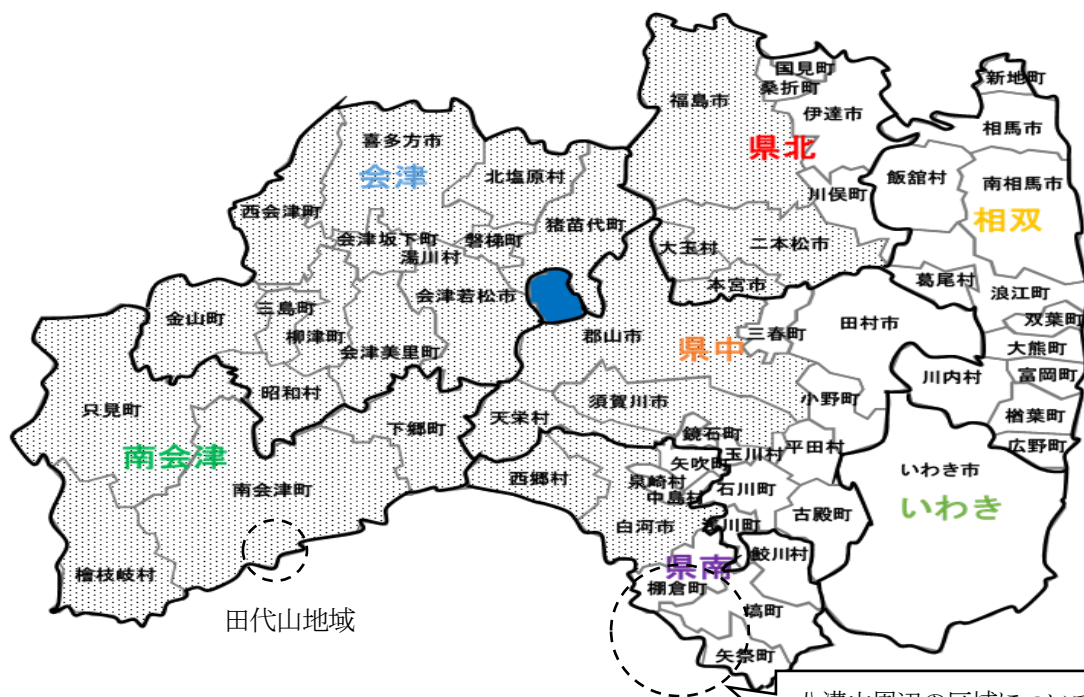
4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
県北	福島市、二本松市、本宮市、大玉村	生息密度の高い尾瀬周辺地域、及び生息数拡大が確認されている地域で、今後農林業被害の増加が予測されるため、捕獲の強化を図る。	福島県鳥獣保護区 市町村鳥獣被害防止計画の対象地域
県中	郡山市、須賀川市、天栄村		
県南	白河市、西郷村		
会津	会津若松市、喜多方市、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町		
南会津	下郷町、檜枝岐村(※)、只見町、南会津町		
田代山地域	南会津町湯ノ花、南会津町宮里	ニホンジカの季節移動経路とされており、高山植物の食害が発生しているが、高標高地域であるため十分な捕獲がされていない。	福島県鳥獣保護区 尾瀬国立公園 市町村鳥獣被害防止計画の対象地域

(※) 「尾瀬地区」は環境省が指定管理鳥獣捕獲等事業により捕獲



実施区域図



八溝山周辺の区域については、「福島茨城栃木連携捕獲協議会」による捕獲を実施

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標	
県北	捕獲数	20頭
県中	捕獲数	30頭
県南	捕獲数	80頭
会津	捕獲数	70頭
南会津	捕獲数	600頭
田代山地域	捕獲数	20頭
尾瀬地区（環境省事業実施分）	捕獲数	30頭
全事業実施区域	捕獲数	～ 300頭
合計	捕獲数	850頭～1,150頭

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

(1) 捕獲等の方法

① 使用する猟法と規模

実施区域名	使用する猟法	捕獲等の規模
県北地域	銃猟（巻狩り、忍び猟等を想定） わな猟（くくりわな、囲いわな等を想定）	従事者50人日程度 わなの架設基数等、詳細は受託者と調整のうえで決定する。
県中地域		
県南地域		
会津地域		
南会津地域		従事者130人日程度 わなの架設基数等、詳細は受託者と調整のうえで決定する。
田代山地域	わな猟（くくりわなを想定）	くくりわなは30基日程度
尾瀬地区（環境省事業）	銃猟（忍び猟及び待機射撃） ・ライフル銃を主に使用 わな猟（くくりわな等） ○ライフル銃の使用が必要な理由 尾瀬ヶ原では見通しの良い平坦な地形が多く、シカに接近することが困難であることから、300m程度離れた遠距離から射撃可能なライフル銃の使用が必要な場合がある。また、尾瀬ヶ原では上述の理由により視認性が高く、安全確保の面においても、他の地域と比べライフルが運用しやすい地形であることから、安全に捕獲作業に取り組むことが可能である。	くくりわなは最大100基程度 忍び猟及び待機射撃

※銃猟においては非鉛製銃弾を使用（ただし、非鉛製銃弾を使用できない場合は、鳥類の鉛中毒を防止するため、捕獲個体を速やかに処分する等の適切な措置を講じること。）

② 作業手順

・作業手順

準備作業

- ①処分方法（焼却、埋却、両方）の確認を行う。
- ②必要機材の点検・準備を行う。
- ③わな設置場所の選定を行い、設置箇所を記録する。

捕獲作業

（銃猟・わな猟共通）

- ①作業前に従事者によるミーティングを行い、作業手順や安全管理について確認を行う。
- ②作業は2名以上を標準として行う。
- ③捕獲個体のデータ（捕獲年月日、捕獲（わな設置）場所、性別、体長、体重）を記録し、写真撮影（体長がわかるように）を行う。
また、捕獲に併せて捕獲に関する情報として、捕獲効率（CPUE）、目撃効率（SPUE）を記録する。
- ④捕獲個体を焼却または埋却場所に搬入し処理を行う。

（わな猟の場合）

- ①わなの設置（標識表示）を行う。
- ②わなを見回り、捕獲状況の確認を行う。
- ③捕獲されている場合は安全に留意し、止めさしを行う。
- ④錯誤捕獲個体については、「錯誤捕獲時の対応」に基づき、適切に処理を行う。

（銃猟の場合）

- ①周囲の確認を行い、見通の悪い場所や灌木越しでの発砲をしない。
- ②発砲の際は矢先の確認を行う。
- ③半矢にした場合は追跡して極力回収を行う。

・鳥獣保護区における捕獲

1月から7月は猛禽類の繁殖時期にあたるため、これらの生息が確認されている場所では、止めさしを除いて猟銃は使用しない。

また、鳥獣保護区における捕獲について、猟犬の使用は禁止するとともに、希少な野生獣類が生息している場合は、くくりわなは使用しない。

・安全管理

受託者は、捕獲及び捕獲個体の処分について各作業手順に従事者に徹底させるとともに、次に掲げる関係機関との連絡体制について整備する。

県、市町村、焼却施設管理者、警察、消防、医療機関 等

また、米ぬか等による誘引は、クマが生息する地域においてクマの誘引、錯誤捕獲に繋がることから、安全に配慮して検討すること。

・錯誤捕獲時の対応

ニホンジカ以外の獣が錯誤捕獲された場合は、原則として放獣する。

ただし、指定管理鳥獣であるイノシシが捕獲される可能性がある場合には、事業受託者は予め捕獲許可を取得し、捕獲した場合は適切に処分する。

特定外来生物が錯誤捕獲された場合は、外来生物法に基づき適切に処分する。

くくりわなによるクマの錯誤捕獲については、錯誤捕獲防止のためクマが生息する場所での捕獲を控え、錯誤捕獲が発生した場合は作業者の安全を考慮して対応を決定する。

また、カモシカが錯誤捕獲された場合は特別天然記念物を所管する教育事務所等と連携し放獣に努めます。

- ・捕獲個体の回収方法

捕獲個体は地形等の関係から回収不能の場合を除き、すべて回収し持ち帰るものとする。

- ・捕獲個体の処分方法

実施区域の関係者と協議の上、埋却や焼却等適切に処理する。また、放射線モニタリング調査のため、検体として必要な部位については回収し県へ提出する。

- ・捕獲情報の収集および評価

事業受託者から捕獲に係る各種記録を収集し、専門家の意見も踏まえ、捕獲数や捕獲位置情報のほか、捕獲等の方法などの結果から、目標に対する寄与の程度、指定管理鳥獣捕獲等事業の効果及び妥当性を検証し、改善すべき事項の検討を行うものとする。

尾瀬地区においては、捕獲した個体にGPS発信機を装着し、ニホンジカの効果的捕獲のための移動経路の状況把握を行う。

(2) 捕獲等をした個体の放置に関する事項

田代山地域及び尾瀬地区に限って捕獲等をした個体の放置を可能とする（ただし、尾瀬地区は環境省が指定管理鳥獣捕獲等事業により捕獲を実施）。

ただし、銃猟にあつては、鉛弾を使用しないこととし、放置した個体又は放置個体に誘引された鳥獣等により発生する生態系、住民や公園利用者の安全、生活環境又は地域の産業への影響に十分配慮すること。

(3) 夜間銃猟に関する事項

実施しない。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

- ・事業主体

福島県、環境省

- ・実施形態

委託

- ・委託先

認定鳥獣捕獲等事業者

8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

(1) 住民の安全の確保のために必要な事項

県は、市町村を通じて住民や関係者に対し事業内容について周知を図る。

必要に応じ事業実施区域周辺に注意を促す看板等を設置し、山菜採りや登山等で入山した住民の安全を確保し、事故等の発生がないよう万全を期す。

また、受託者は、銃猟実施時の立入規制措置や監視方法を定めるとともに、わな設置時の注意喚起看板等の掲示を行い、住民の安全を確保する。

(2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

社寺境内や墓地に比較的近い場所におけるわなの設置については、一般の人の出入りが多く、事故等の危険性が高くなることから、わなの設置は控え、静穏の保持に努めることとする。

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 市町村等との協議、調整

生息頭数が多い南会津管内4町村（南会津町、檜枝岐村、下郷町、只見町）及び生息が拡大しつつある会津管内2市町（会津若松市、猪苗代町）については、福島県と6市町村が「会津地域ニホンジカ対策推進協議会」を作り、お互いが情報を共有し、指定管理鳥獣捕獲等事業の円滑な実施を図る。

また、八溝山を中心とする福島県、茨城県及び栃木県の3県境地域においてもニホンジカの目撃がされているため、「福島茨城栃木連携捕獲協議会」が実施する生息状況調査の結果を活用するとともに、本事業で得た情報を協議会にフィードバックするなど、相互に連携しながら効果的な対策を図る。

田代山地域での指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たっては、奥日光地域で指定管理鳥獣捕獲等事業を行う栃木県と広域的に連携し、効果的に実施する。

事業の受託者は、捕獲活動に関係する市町村や関係団体等と十分に協議、調整をした上で事業を実施する。

(2) 事業において遵守しなければならない事項

連絡用無線機は適切な機器を選定するとともに、使用に当たっては電波法令を遵守し、適切な使用に努める。

(3) 事業において配慮すべき事項

捕獲した個体がやむを得ず回収できず、猛禽類等の採餌等により鉛中毒被害が生じることを防ぐため、可能な限り鉛弾を使用しないよう努める。

また、埋設処分の際には水源等への影響が無いよう努める。

(4) 地域社会への配慮

県及び受注者は、実施区域、実施日時、実施方法等について、地域社会とのあつれきが生じないよう配慮する。

鳥獣管理について広く周知を図り、捕獲等の必要性について理解が得られるよう努める。